

令和 7 年度公立大学法人福岡女子大学障害者就労施設等からの物品調達方針

1 趣旨

この方針は国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、公立大学法人福岡女子大学における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下物品等という）の調達の推進に関し必要な事項を定め、本学における障害者優先調達の推進を図るものとする。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、公立大学法人福岡女子大学内の全ての部署が発注する物品等の調達とする。

3 基本的な考え方

- （1） 障害者優先調達の推進については、本学全体で取り組むものとする。
- （2） 予算の適正な執行に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- （3） 発注は可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等に配慮した納期の設定に努めるものとする。

4 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、障害者就労施設等から調達可能な物品等の調達に努める。

5 調達に当たっての具体的方策

障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、物品等の種類が特定されることや、委託できる業務等が限定されること、当該施設の入札に係る競争力が十分でないことに配慮し、以下の事項に留意の上、随意契約を積極的に活用するものとする。

- （1） 公立大学法人福岡女子大学契約事務取扱規則（平成 18 年法人規則第 10 号。以下「取扱規則」という。）第 4 章に定める随意契約を行う場合であって見積競争に付する際は、見積書を徴する相手方として、福岡県が認定する『共同受注窓口』※が、あっせん又は仲介する障害者就労施設を可能な限り 1 者以上含めるよう努めること。
- （2） 簡易な印刷物の発注や除草、記念品など 1 件の予定価格が 10 万円未満の

ものであって、当該施設等からの調達が可能の場合については、積極的に契約先とするよう努めること。

6 調達の目標

令和 7 年度の物品等の調達の目標については、607,000 円とする。

7 調達実績の公表

この調達方針に基づき当該年度終了後実績を取りまとめ、ホームページにて公表する。

※『共同受注窓口』 企業や官公庁から受注した業務を複数の障害者就労施設等にあっせん・仲介する等の業務を行う窓口。福岡県においては、特定非営利活動法人 セルフセンター福岡が、知事の認定を受け、登録されている。